

スイス法人からの配当に対する居住者証明

〔事 例〕

日本法人 S 社の役員 A は、スイス親会社 P 社の株式を保有している。この度 P 社の配当決議により、A は配当金額の 35% の外国所得税額が控除された残額の振込を受けた。なお、日・スイス租税条約により、配当の限度税率は一般に 10% に制限されている。

(1) 役員 A の確定申告において、外国税額控除は、配当の何%として行うべきか。

《 日 本 》		《 スイス 》
S 社 (P 社の子会社)		スイス親会社 P 社
① 役員 A が P 社株式を保有	← ③ 配当の支払い ← (35% の源泉徴収)	② P 社の配当決議

(2) 役員 A が行うべき居住者証明書の請求手続きはどのようなになるのか。

〔ポイント〕

本事例では、スイス法人から配当を受けた場合における確定申告の外国税額控除について、また、居住者証明書の請求手続きについて検討する。

〔検 討〕

1 スイスの税制の概要

法人税率	7.8% (連邦税)、地方所得との合計税率 12~14%
源泉徴収 *	配当 35%、利子 0%・35%、使用料 0%
損失の繰戻	なし
損失の繰越	7 年
付加価値税	7.7% (標準税率)
個人所得税	連邦税最高税率 11.5%、地方所得との合計税率 14~35%
遺産税・贈与税	(州税) あり

* スイス税務当局は、配当及び利子について個人が還付請求する様式として Form931 を定めている。

Form931 は、スイス税務当局用に 1st copy、2nd copy の 4 ページ、租税条約相手国の税務当局用に 3rd copy の 2 ページ、納税者控え用に 4th copy の 2 ページの全体で 8 ページの構成となっており、1st copy、2nd copy、3rd copy を納税者の所轄税務署に提出し、わが国の課税当局による居住者証明を受けてから、スイス税務当局に Form931 の 1st copy、2nd copy を提出して還付請求を行う。

2 スイス法人からの配当を受ける居住者が確定申告する場合の外国税額控除

居住者が、外国法人からの配当を受ける際、外国所得税を納付することとなる場合には、控除限度額を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する (所法 95①)。この場合、我が国の租税条約相手国において課することができるとされている額を超えて外国税額控除をすることはできない (所法令 222 の 2④四)。

スイスが日本との間で締結する二国間租税条約に基づき、配当については一般に 10% の限度税率で課税される (日・スイス租税条約第 10 条)。

したがって、配当金額の 35% の外国所得税額が控除された残額の振込を受けたとしても、確定申告書において外国税額控除の適用対象とすることができるのは、配当金額の 10% の金額である。